

令和5年度

北九州市 大学奨学生募集要項

【問合せ先】

北九州市教育委員会学事課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 (093) 582-2378

北九州市印刷物登録番号第 2223023B 号

1 趣 旨

この奨学金は、経済的理由により大学等への修学が困難な家庭の子弟に対し、教育の機会均等の理念のもとに優秀な人材育成を図るため、修学に必要な学資金の一部を無利子で貸与するものです。

※返還が遅れた場合は、年利5パーセントの遅延金が発生します。

2 応募資格

次の全ての項目に該当する場合、申し込むことができます。

- (1) 令和4年11月1日現在、北九州市内に6ヶ月以上住所(住民票)を有する人、又は6ヶ月以上住所(住民票)を有する人の子弟であること。
※契約時(令和5年4月1日)に引き続き北九州市内に住所(住民票)を有する必要があります。
- (2) 大学、短期大学、大学院又は専門学校(専修学校の専門課程)に来春入学(編入学を含む)予定又は在学中であること。
※各種学校及び大学校(防衛大学校、水産大学校、海上保安大学校、海外の学校等)など、学校教育法第1条に規定されていない学校や、学校教育法第124条に規定されている専修学校のうち専門課程以外の課程は対象外です。
- (3) 成績優秀で、経済的理由により修学困難であること。
- (4) 日本学生支援機構奨学金、大学独自の貸付型奨学金等、同種(貸付型)の奨学金を受けていないこと。
※申請時点で他の奨学金を併願することについては差し支えありませんが、併給は認められません。他の奨学金にも採用となった場合は、いずれかを辞退していただきます。

3 奨学金の内容

(1) 貸 付

① 貸付開始月

令和5年4月(初回振込みは令和5年5月末頃になります。)

② 貸付方法

令和5年4月に入学する新1年生に限り、下記の貸付月額を表中「①通常の貸付」又は「②初年度4月分増額貸付」のいずれかを選択することができます。

ただし、いずれを選択しても貸付総額は同額です。

なお、新1年生以外の方については、「①通常の貸付」のみとなります。

※「初年度4月分増額貸付」とは、新1年生について、貸付総額の一部を入学した年の4月分として増額し、残額を均等割して5月分以降の月額とする貸付方法です。

③ 貸付月額(金額は令和4年度のもの)

国公私別	①通常の貸付 (毎月同額)	②初年度4月分増額貸付(5月分以降減額)			貸付総額 (①、②とも同額)
		修業年限	4月分	5月分以降	
国公立	45,000円	2年制	148,500円	40,500円	1,080,000円
		4年制	256,500円		2,160,000円
		6年制	258,000円	42,000円	3,240,000円
私立	54,000円	2年制	178,200円	48,600円	1,296,000円
		4年制	307,800円		2,592,000円
		6年制	309,600円	50,400円	3,888,000円

※ 上表の例示以外の修業年限(1年制、3年制など)の②の貸付月額については、北九州市教育委員会学事課へお問合せください。

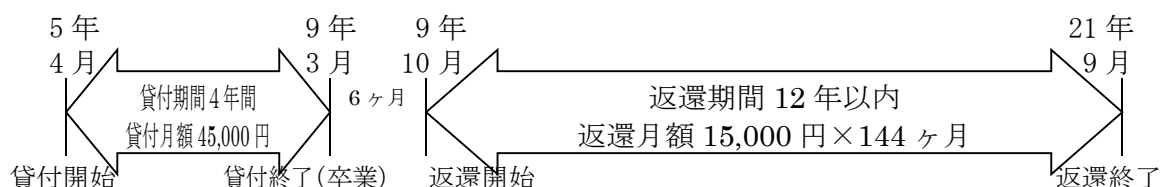
④ 貸付期間

貸付開始月から在学する学校の正規の修学期間が終了するまでの期間です。
留年などによる貸付期間の延長はありません。

(2) 返 還

- ① 卒業(貸付終了)して6ヶ月の期間を経過した日から、貸付期間の3倍の期間内で返還していただきます。なお、高校・大学ともに本市奨学金を借りた人で希望する人は、高校分の返還終了後に大学分を返還することもできます。
- ② 支払方法は、口座振替による月賦払(納期限は毎月末)です。

(例)『入学(令和5年4月)から卒業(令和9年3月)までの4年間貸付を受けた場合』



【国公立大学4年制の場合】 貸付総額 45,000円×48月(4年間)=2,160,000円
返還(月賦)額 2,160,000円÷144月(4年間×3)=15,000円

- ③ 返還が遅れた場合は、年利5パーセントの遅延金が発生します。

4 申請手続き

(1) 申請期間

令和4年11月7日(月)から 令和4年12月6日(火)まで(開庁日の8時30分~17時)

- (2) 申請受付場所(提出書類を直接持参して、申請を行ってください。郵送では受けません。)

ア 各区役所「子ども・家庭相談コーナー」

イ 北九州市教育委員会学事課(小倉北区役所東棟6階)

※各区の出張所では受け付けていません。

(3) 提出書類

① 北九州市奨学金貸付申請書

4~9ページの《申請書の記入等について》をご参照ください。

② 18歳以上の同一生計の家族全員の所得状況を証明する書類(※学生を除く)

10ページの《所得状況を証明する書類について》をご参照ください。

③ 成績証明書(※学校で取得します。通知表は不可です。)

11ページの《成績証明書について》をご参照ください。

④ 同一生計の家族全員の住民票(続柄が記載されたもの)※マイナンバー(個人番号)は不要 1通

※単身赴任、病气療養又は兄弟等が大学に在学のため市外に転出している等で住所を異動している場合は、その人の異動先が記載されている住民票除票を提出してください。除票に記載されている市外住所と現在の住所が違う場合は、現在の住民票を提出してください。

※本人だけが北九州市内に住民票がある場合は、同一生計の父母との関係がわかる書類が必要です。詳しくは学事課にお問合せください。

※同一住所、同一生計で住民票が分かれている場合も、同一生計の家族全員分が必要です(同一住所の場合、原則として同一生計と判断しております。)。詳しくは学事課にお問合せください。

⑤ 返信用切手(審査結果通知用) 280円分

⑥ 【提出は任意】ボランティア活動状況報告書 様式3

11ページをご参照ください。

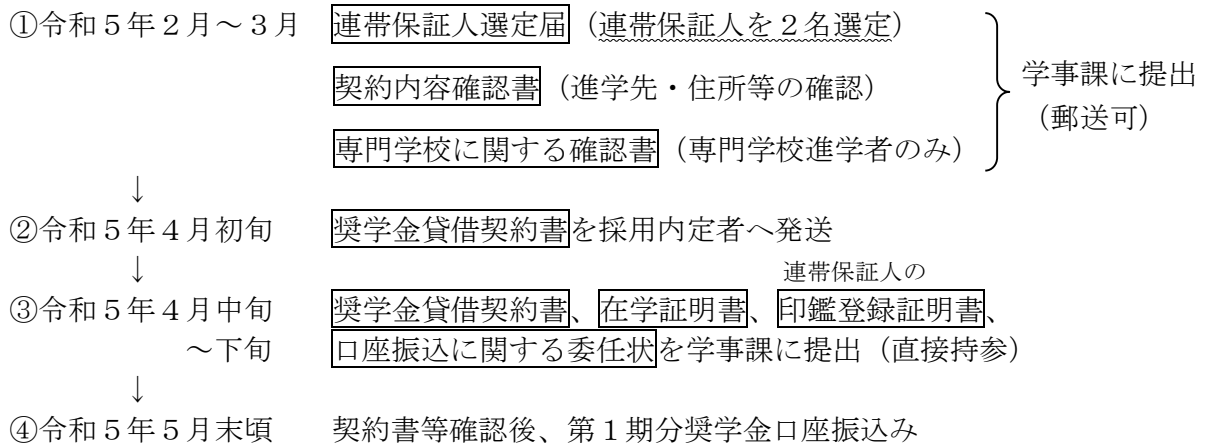
※ 提出された書類はお返しできません。

5 審査結果の通知

令和5年2月上旬を目途に、申請者全員に文書で通知します。

6 採用内定後の手続き

- (1)採用内定となった方には、以下の手続きを行っていただきます。
- (2)連帯保証人選定届、奨学金貸借契約書、入学後の在学証明書、その他すべての関係書類の提出完了をもって、正式に採用となります。
- (3)各書類の提出期限や、貸付返還説明会の開催については別途案内を送付します。



7 連帯保証人について

貸付には**連帯保証人が2名必要**です。

連帯保証人になることができるのは、令和5年4月1日現在で以下の要件を満たす人です。

- (1)北九州市に1年以上住所(住民票)を有する人
※2名のうち、1名に限り市外居住者もしくは市内在住1年未満の人が連帯保証人になることができます。
- (2)独立の生計を営み、保証能力を有すると認められる人 (市県民税が賦課されていること)
※2名のうち、1名に限り父母等保護者が連帯保証人になることができます。この場合、所得要件は問いません。
ただし、もう一人の連帯保証人は、別世帯・別生計で所得要件を満たす必要があります。

連帯保証人を立てられない場合は、採用内定は取消しとなりますのでご注意ください。

8 奨学金の振込み

契約締結後、次の予定で奨学生本人の金融機関口座に振込みます。

- ・第1期 (4月～ 7月の4ヶ月分) : 5月末頃
- ・第2期 (8月～11月の4ヶ月分) : 8月上旬
- ・第3期 (12月～ 3月の4ヶ月分) : 12月上旬

9 注意事項

- (1)提出書類に不備のある場合や申請期限を過ぎた場合は、受付ができません。特に署名忘れや書類・切手の不備等にはご注意ください。
- (2)申請及び手続きの内容が事実と異なる場合は、採用を取り消すことがあります。
- (3)何らかの理由で、北九州市奨学金の申請又は内定を辞退する場合には、本募集要項同封の「辞退届 **様式4**」を北九州市教育委員会学事課へ提出してください(郵送可)。

《申請書の記入等について》

太枠内をボールペンではっきりと記入してください（消えるインクのボールペン不可）

2023 大学

北九州市奨学金貸付申請書

2. 申請者の在学状況
→ 5ページへ

太ワクの中のみ、楷書で

フリガナ	キタクエウ シュウヘイ		学校名 <input checked="" type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 私立 平尾台高等学校
申請者氏名	北九州平	申請者の在学状況	学部・学科名 普通科 (3年制) <input checked="" type="checkbox"/> 3年に在学中(通学方法 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅・ <input type="checkbox"/> 自宅外) <input type="checkbox"/> 年 月卒業後、 <input type="checkbox"/> 無職・ <input type="checkbox"/> 就職・ <input type="checkbox"/> 予備校生
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 16年12月12日		電話番号 宅 (093) 582 2378 申請者の携帯 (090) 1111 2222
申請者住所 (住民票上の住所)	① (〒803 8510) ←必ず記入 北九州市小倉北区大手町1番1号 ※現住所が住民票上の住所と異なる場合、その住所を記入してください		

3. 申請者住所など
→ 5ページへ

①の住所と同じ 上記②の住所と同じ

②の住所(〒) ←必ず記入 日中連絡の取れる電話番号(宅) ()
 (社)の携帯(080) 1234 5678

りど記
してください

4. 家族の状況
→ 5ページへ

氏名	生年月日	所得金額	令和4年11月1日現在の在学状況	
フリガナ			学校名等	学年 通学別
親 父 北九 教太	昭和47年3月3日	2,887,200円		
母 北九 育美	昭和48年5月5日	0円		
姉 北九 奨子	昭和44年7月7日		<input checked="" type="checkbox"/> 国公立 <input checked="" type="checkbox"/> 私立 若戸大学	2年 自宅(自外)
弟 北九 学	昭和20年9月9日		<input checked="" type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 紫川中学	2年 自宅(自外)
祖父 北九 金次	昭和19年11月11日	392,500円	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	

5. 所得金額
→ 6ページへ

6. 兄弟などの在学状況
→ 7ページへ

7. 特別事情
→ 7ページへ

特別事情	<input type="checkbox"/> 母子・父子世帯または養育世帯 <input type="checkbox"/> 障害のある人のいる世帯 <input type="checkbox"/> 長期療養者(6ヶ月以上)のいる世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 単身赴任世帯 <input type="checkbox"/> 災害を受けた世帯
------	--

奨学金貸付を希望する学校

現在在学の学校で進級(入学年月 年 月)
 次の学校に進学、または編入(年 に編入) 予定
 学校名 公立 私立 洞海工業大学
 学部学科名 工学部建築学科 (4年制)

9. 申請年月日
→ 8ページへ

8. 奨学金貸付を希望する学校
→ 8ページへ

申請者印 北九州平
 親権者氏名(本人自署) 北九 教太
 令和4年11月21日
 ※申請日現在申請者の年齢が18歳以上の場合、親権者

10. 申請者自署及び親権者自署
→ 9ページへ

※詳しくは各ページをご覧ください。

訂正がある場合は見え消ししてください。修正液は使わないでください。

1. 申請者氏名・生年月日など

申請者の氏名・フリガナ・生年月日を記入してください。

※「申請者」は現在学校に通っている生徒・学生本人です。

両親等の親権者等ではありませんので注意してください。

採用決定後には、この申請者が奨学金の借受人になります。

フリガナ	キタキョウ ショウヘイ
申請者氏名	北九州平
生年月日	昭和 平歳 16年12月12日

2. 申請者の在学状況

在学している学校を記入します。

- (1) 国公立(国立・県立・市立等)か私立かを
選択し、○で囲んでください。

- (2) 在学している学校名を記入してください。

※高等学校卒業程度認定試験合格(見込)者(大学入学資格検定試験により大学入学資格を取得した人を含む)で、現在いずれの高等学校・高等専門学校・大学・短期大学・大学院・専門学校にも在学していない人は『高認』(または『大検』)と記入してください。予備校生は予備校名を記入してください。

- (3) 在籍している学部名・学科名を記入してください。

※定時制の場合はこの欄にその旨記載してください。

- (4) 正規の修業年数を「__年制」の欄に、在学中の人は現在の学年を「__年に在学中」の欄に記入してください。

- (5) 通学方法を、自宅からか自宅外からかを選択し、□にチェックしてください。

- (6) 既に高等学校等を卒業し、現在学生でない場合は、「__年__月卒業後」の欄にチェックし、卒業年月を記入して、現在無職か就職しているか、予備校生か、該当するものにチェックしてください。

申請者の 在学状況	学校名 <input checked="" type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	平尾台高等学校
	学部・学科名	普通科 (3年制)
	<input checked="" type="checkbox"/> 3年在学中(在学方法 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外)	<input type="checkbox"/> __年__月卒業後(無職・就職・予備校生)

3. 申請者住所など

- (1) 申請者の住民票上の住所・郵便番号・電話番号を①に記入してください。

現住所が住民票と異なる場合は

②に現住所を記入してください。

- (2) 書類等送付先となる連絡先住所

欄には、①、②と同じ場合は□に

チェックを、違う場合は送付先を記入してください。

※日中連絡がとれる電話番号として、自宅のほかに携帯欄を設けています。仕事などで日中自宅を留守にする方は、携帯欄も記入してください(複数の携帯番号を記入する場合は「連絡先住所」欄の携帯欄に記入してください)。

申請者住所 (住民票上の住所)	① 〒803-8516 北九州市小倉北区大寺町1番1号	電話番号(住宅) 093) 582-2378
	※他住所が住民票上の住所と異なる場合、その住所を記入してください	電話番号(携帯) 090) 1111 2222
連絡先住所 (書類送付先)	<input checked="" type="checkbox"/> 上記住所と同じ	電話番号(住宅) 093) 582-2378
	<input type="checkbox"/> 上記住所の住所と同じ	
	〒803-8516 北九州市小倉北区大寺町1番1号	電話番号(携帯) 090) 1234 5678

4. 家族の状況(続柄、氏名、生年月日)

- (1) 申請者と同一生計にある家族全員が記入の対象です。

(単身赴任、世帯分離または就学等のため住民票が別々でも、生計が同一であれば全員記入してください。)

- (2) 申請者本人については記入しません。

- (3) 申請者本人から見た続柄・氏名・フリガナ・生年月日を記入してください。

家族の 続柄	氏名		生年月日
	フリガナ	氏名	
父	キタキョウ	キョウタ	昭和 47年 3月 3日
	北九	教太	
母	キタキョウ	イクミ	昭和 48年 5月 5日
	北九	育美	
姉	キタキョウ	ショウコ	大・昭・(○)・令 74年 7月 7日
	北九	幾子	
弟	キタキョウ	マナブ	大・昭・(○)・令 20年 9月 9日
	北九	学	
祖父	キタキョウ	キンジ	大・昭・(○)・令 79年 11月 11日
	北九	金次	

5. 家族の状況（所得金額）

世帯の中で、令和4年11月1日現在所得を得ている人（年金収入やパート収入も含む）は、所得金額を記入してください。

- (1) 令和3年分の所得金額を記入してください。
- (2) 令和3年に比べ、令和4年の収入・所得が大きく減少した人は、令和4年1月から令和4年10月までの収入・所得のわかる書類を提出してください（10ページ参照）。

氏名	生年月日	所得金額
父 北丸 教太	昭和47年 3月 31日	2,887,200
母 北丸 育英	昭和48年 3月 31日	0
姉 北丸 奨子	昭和44年 7月 7日	0
弟 北丸 学	昭和64年 9月 9日	0
祖父 北丸 金次	昭和11年 1月 11日	392,500

所得を証明する書類は、以下の①～③のいずれかです。

（10ページで①～③のどれに該当するかを確認してください）

①「市県民税所得（課税）額証明書」（北九州市）の場合 ※原本を提出（役所で取得）

市県民税所得（課税）額証明書

令和3年分 合計所得金額	2,887,200
-----------------	-----------

この金額を記入

令和3年分 合計所得金額	2887,200
-----------------	----------

②「令和4年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書」の場合 ※写しで可

令和4年度

令和4年度 合計所得金額	2,887,200
-----------------	-----------

この金額を記入

令和4年度 合計所得金額	2887,200
-----------------	----------

③「令和4年度 市民税・県民税納税通知書、課税明細書」の場合（1ページ、2ページの写しを提出）

令和4年度 市民税・県民税納税通知書

下記のとおり各欄によって読み取ってください。

納税者の住所・氏名

納税区分

1ページ

納入額（年額）	円
①のうち、給与から特別徴収される額	円
②のうち、前年度までに戻済した額	円
償還額（①－②）	円

収入番号	額
額	円
特別徴収額	円
合計	円

納税区分	第1期	第2期	第3期	第4期
納税額	円	円	円	円

令和4年度 市民税・県民税課税明細書

所得の種類	収入	控除	課税標準
給与収入			
退職所得			
不動産所得			
雑所得			
合計所得金額	2887200		
所得割合計額			
税額			
差引所得割額			
均等割額			
合計年税額			
減免額			
納付額			
控除合計			
課税標準			
市民税			
県民税			
合計			

2 ページ

この金額を記入

合計所得金額 2887, 200

6. 家族の状況（兄弟などの在学状況）

世帯の中で、令和4年11月1日現在、いずれかの学校に在学している人のみ記入してください。

- (1) 国公立(国立・県立・市立等)か私立かを選択し、○で囲んでください。
- (2) その学校の種別を小・中・高・高専・大・専修(高・専)の中から選択して○で囲んでください。
- (3) その学校名を記入してください。
- (4) 現在在学している学年を記入してください。
- (5) その兄弟などが自宅からの通学か、自宅外からの通学かを選択して○印をつけてください。

令和4年11月1日現在の在学状況			
学校名等	学年	通学別	
公立 若戸大学	2年	自宅外	
国公立 紫川中学校	2年	自宅外	

7. 特別事情

- (1) 令和4年11月1日現在の状況で、特別事情のある世帯に該当する場合は、該当世帯の□にチェックをつけてください。
- (2) チェックをつけた場合は、必ず証明書類を添付してください。
※ただし、「母子・父子世帯又は養育者世帯」の場合は、住民票で確認できますので別の証明書類は不要です。
- (3) 障害のある人のいる世帯は人数も記入してください。

特別事情	母子・父子世帯 または養育者世帯	障害のある人の いる世帯	長期療養者(6ヶ月 以上)のいる世帯	遺棄世帯	災害を受けた世帯
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (人)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

特別事情の項目別の証明書類は次のとおりです。

※①と②がある場合は、該当する書類を両方とも提出してください。

項目	提出する証明書類
「障害のある人のいる世帯」	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し(人数分)
「長期療養者(6ヶ月以上)のいる世帯」 ※申請時に6ヶ月以上継続して療養中の人、又は療養を必要とする人がいる世帯	①令和3年11月から令和4年10月までの治療又は療養にかかった経常的費用の領収書の写し、又はその費用の証明書(医療給付を受ける金額を除く。)

「単身赴任世帯」 ※主たる家計支持者が、現在単身赴任している世帯	①単身赴任していることが確認できる書類(健康保険証の写し、家賃の証明書の写し、光熱水費の領収書の写し、住民票 等) ②『単身赴任に係る経費の計算書』(本募集要項同封の様式1を使用してください。)
「災害を受けた世帯」 ※令和4年中に受けた火災・風水害などの被害が対象	①消防署が発行する被災証明書等 ②それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費等の領収書の写しや、災害により被害のあった家財で、新たに購入を行った場合の領収書の写し(ただし、生活に必要な限度を超えるものは含まない。) ※保険・損害賠償等によって補てんされた場合は除きます。

8. 奨学金貸付を希望する学校

(1) 奨学金を受ける学校を選択します。

奨学金貸付を希望する学校	<input type="checkbox"/> 現在在学の学校で進級(入学年月 ____年 ____月) <input checked="" type="checkbox"/> 次の学校に進学、または編入(____年に編入) 予定 <div style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 国公立 <input type="radio"/> 私立 </div> 学校名 <u>洞海工業大学</u> 学部・学科名 <u>工学部建築学科 (4年制)</u> <div style="float: right;"> <input checked="" type="checkbox"/> 初年度4月分増額貸付を希望する ※新1年生のみ選択可能 </div>
--------------	--

現在、奨学金の貸付を希望する学校に在学中である場合は「現在在学の学校で進級」の□にチェックの上、入学年月を記入してください。

来年度に新入学予定の人は「次の学校に進学、または編入…」の□にチェックしてください。

(2) 「次の学校に進学、…」の欄にチェックした場合は、

- ① 国公立(国立・県立・市立)か私立かを選択し、○で囲んでください。
- ② 進学を希望する学校名・学部名を記入してください。
- ③ 進学を希望する学校の正規の修業年数を(____年制)の欄に記入してください。
- ④ 初年度4月分増額貸付を希望する場合は、□にチェックをつけてください。

令和5年4月に入学する新1年生に限り、初年度4月分増額貸付を選択できます(詳しくは、本要項1ページの奨学金の内容の項目を参照ください。)

※奨学金採用内定後に、進学予定校を変更することは可能です。申請書には、現在、進学を希望している学校、学部名、年制を必ず記入してください。

9. 申請年月日

申請書を提出した年月日を記載します。

上記の記載事項は事実と相違ありません。北九州市奨学資金の貸付を受けたいので関係書類を添えて申請します。	
北九州市長 様	<div style="text-align: right;"> 令和 4 年 11 月 27 日 申請者氏名(本人日署) <u>北九 州平</u> 親権者氏名(本人日署) <u>北九 教太</u> </div>
※申請日現在申請者の年齢が18歳以上の場合、親権者の署名は必要ありません。	

10. 申請者自署及び親権者自署

- (1) 記入内容を確認し、申請者本人が氏名を自署してください。
- (2) 申請者が未成年の場合、申請を承諾するという意味で申請者の親権者1名が氏名を自署してください。
 - ※ 申請日現在、申請者の年齢が満18歳以上の場合は、親権者の署名は不要です。

《所得状況を証明する書類について》

所得を証明する書類は、収入の無い人も含め18歳以上全員分が必要です。

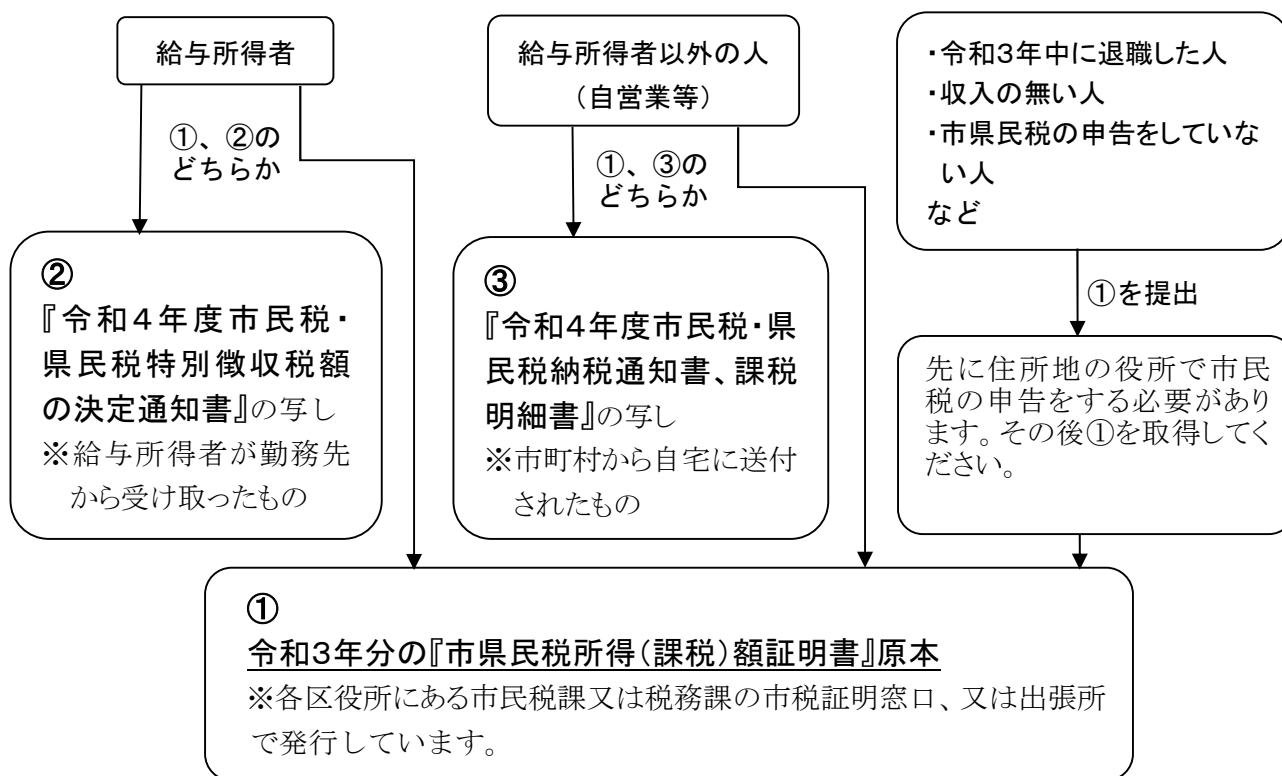
※ただし、現在、学生の人については提出不要です。

●所得金額を証明する書類は、次の①～③のうちいずれかを提出してください。

※ 6ページの提出書類見本も参照してください。

※ ①の名称は北九州市の例です。他市町村では、書類の名称が異なる場合があります。その場合 所得額と課税額の両方を証明するものを提出してください。

令和3年中の収入状況



※非課税証明書や源泉徴収票は、総所得の証明にならないため不可です。

●主たる家計支持者が令和3年、令和4年中に失業し、現在も無職である場合は、上記所得の証明書類のほかに、次のいずれかの書類を提出してください。

- 1 雇用保険受給資格者証の写し
- 2 離職票の写し(雇用保険受給申請中の場合)
- 3 元の勤務先が発行した退職証明書(雇用保険に加入していなかった場合)

●令和3年に比べ、令和4年の収入・所得が大きく減少した人は、令和4年1月から令和4年10月までの収入・所得のわかる次のいずれかの書類を提出してください。

- 1 給与支払者の発行した証明書
- 2 給与支給明細書の写し
- 3 「給与等支給明細書」**様式2** (本募集要項同封) に給与支払者の証明を受けたもの

《成績証明書について》

成績証明書（学校で取得。通知表は不可。）は、下表の該当する学年のものを提出してください（コピー不可）。

貸付希望	現在在学する学校・学年	提出する成績証明書（通知表は不可）
大学 ・ 短期大学 ・ 専門学校	「高等学校等 3 年生」	高等学校等 1 ～ 2 年生分
	「高等専門学校 5 年生」 「高等専門学校 5 年生から大学 3 年生への編入予定者」	高等専門学校 1 ～ 4 年生分
	「大学 1 年生」「短期大学 1 年生」「専門学校 1 年生」 「過去に高等学校等を卒業し、現在いずれの高等学校・高等専門学校にも在学していない者で、来年度に大学・短期大学・専門学校に入学希望の者（予備校生等）」	高等学校等又は高等専門学校の全学年分
	「大学・短期大学・専門学校 2 年生以上」（高等専門学校からの編入の 3 年生を除く。）	大学・短期大学・専門学校在学中の分
	「高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者」 「大学入学資格検定合格者」	合格証明書と合格成績証明書の両方 ※受験科目の免除を受けた場合はその免除の申請に用いた学校の成績証明書を添付してください。
	「各大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」	北九州市教育委員会学事課にお問合せください。
大学院	「大学 4 年生」	大学の 1 ～ 3 年分
	「高等専門学校専攻科 2 年生」	高等専門学校専攻科 1 年分
	「大学院生」 「大学院生 博士課程」 「現在、大学に在学していない者で、来年度に大学院に入学希望の者」	大学の全学年分

《提出は任意です：ボランティア活動状況報告書様式3について》

現在も継続して定期的にボランティア活動を行っている場合に提出してください。内容については、活動の種類・主催団体など、なるべく具体的に記入してください。

提出は任意ですが、審査の参考資料とします。

— 個人情報について —

提出された個人情報については、「北九州市個人情報保護条例」その他関係法令等に基づき取り扱われます。

